

令和 4 年 度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

公益社団法人 大牟田市シルバー人材センター

大 牟 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 財政援助団体等の監査

2 監査の対象 公益社団法人大牟田市シルバー人材センター（福祉課）

3 監査実施期間

令和4年5月1日（日）から令和4年5月31日（火）まで

4 監査対象の事項及び範囲

令和3年度分公益社団法人大牟田市シルバー人材センター補助金に係る出納及びその他の事務の執行

5 監査の着眼点（評価項目）

- （1）補助金等の目的は明確で、かつ公益上の必要性は十分か。
- （2）補助金の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- （3）所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはないか。

6 監査の方法

監査対象団体及び当該団体の所管部局に対し、資料の提出を求めるとともに、必要に応じて市担当職員の事情説明を受け、監査を実施した。

監査に当たっては、補助金の受入れから、その使途について、証拠書類である領収書や預金通帳の実査、さらにこれらの収支に基づいた金銭出納簿の検査を行い、決算書の適否等の判断を行った。

7 財政援助団体の概要

公益社団法人大牟田市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれら的高齢者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これら的高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、「高年齢者等の雇用の安

定等に関する法律」に基づき、昭和 61 年 4 月 1 日に福岡県知事の指定を受けて設立された公益社団法人である。

8 財政援助の内容

(1) 財政援助の名称【所管課】

公益社団法人大牟田市シルバー人材センター補助金【福祉課】

シルバー人材センターの事業の運営に要する経費に係る補助金で、「公益社団法人大牟田市シルバー人材センター補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、令和 3 年度は、11,646 千円が年 4 回に分けて概算払で交付されている。

(2) 財政援助の対象となる経費

シルバー人材センターの事業の運営に要する費用及びその他市長が特に認めた費用

なお、シルバー人材センターでは、11,646 千円の補助金のうち 4,500 千円を人件費に、2,829 千円を管理費の諸謝金（基本給）などの人件費に、4,317 千円を高齢者活用・現役世代雇用活用サポート事業の諸謝金（基本給）の人件費にあてられている。

9 監査の結果

補助金の経理の状況及び使途について、保健福祉部から提出された支出負担行為書、補助金交付申請書、補助金実績報告書等の関係書類並びにシルバー人材センターから提出された総勘定元帳、振替伝票、勤怠一覧表、支給控除項目一覧表、預金出納帳、預金通帳等の関係書類を照合検査した結果、シルバー人材センターにおける事務処理は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部、改善、検討を要する事項が見受けられた。

概要は、次のとおりである。

(1) 交付決定について

シルバー人材センターから令和 3 年 4 月 1 日付けで提出された補助金交付申請書を 4 月 14 日付けで受理しているが、交付決定通知に関する起案文書は 5 月 7 日に起案され、5 月 21 日に決裁されており、申請から決定まで 1 か月以上の期間を要していた。

また、この補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としてシルバー人材センターに交付される国庫補助金の事業にあてられるものであるが、市の交付決定後も、所管課において、シルバー人材センターへの国庫補助金の交付決定通知等の確認がなされていなかった。

(2) 補助金の支払について

補助金交付決定通知書において、補助金交付の要件として「市は補助金を4回に分け、次に掲げる月に当該定める額を支払うものとする」と定め、5月、7月、10月及び2月に補助金を支払うこととしているが、第1回目の補助金は6月8日に支払われていた。

(3) 提出書類の確認について

シルバー人材センターから提出された交付申請書には、補助の内容として、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」と記載され、補助金もこの事業の人件費にあてられているが、事業計画書及び事業実績書にはこの事業名がなかった。

また、交付申請書の補助の種類に「高年齢者就業機会確保事業」と記載されているが、市の事業名ではなかった。

(4) 収支決算書の提出について

要綱第8条では、会計年度終了後2月以内に実績報告書を提出することと規定しているが、補助金交付決定通知書では、補助金交付の要件として、令和4年4月30日までに収支決算書を提出することと記載されており、要綱との整合が取れていない。また、監査開始日の5月1日時点では収支決算書が提出されていなかった。

(5) 監査への書類の提出について

補助金交付決定通知書では、補助金交付の要件として「市がこの補助金の使途および経費の支出について、報告書または関係書類の提出を求めたときは、公益社団法人大牟田市シルバー人材センターはこれを拒むことはできない」と定めているが、シルバー人材センターの内部監査が終了していないことを理由に、資料の提出が提出期限から1か月近く遅れた。

10 改善、検討を要する事項

(1) 補助金の交付について

要綱に基づき、補助金の交付申請、交付決定、交付及び実績報告が行われているが、所管課においては、提出された関係書類の精査が不十分なものが見受けられた。今後は、団体から提出される補助金交付申請書等の関係書類の精査・審査を十分に行うとともに、必要に応じて団体に対する適切な指示・指導を行われたい。また、要綱に沿った補助金交付事務を行うとともに、必要に応じて要綱の見直しを行われたい。

(2) 監査における所管課の対応について

今回の監査実施に当たり、上記のとおり資料要求に対する所管課からの資料の提出が1か月近く遅れ、十分な監査を行うことができなかった。

財政援助団体等監査は、財政援助団体であるシルバー人材センターにおける補助金の適正な経理及び使途の監査であるとともに、補助金を交付する所管課において補助金の交付目的や必要性を踏まえて適正な算定や手続きを行っているかについての監査でもある。にもかかわらず、今回の所管課の対応には、補助金を交付する所管課としての意識が希薄であったと言わざるを得ない。

今後は補助金を交付する所管課としての十分な認識のもと、監査等においては、監査の目的等を認識した上で真摯な対応をお願いしたい。